

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月26日）において、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。」とされたところである。

この答申に基づき、太陽電池発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

2. 内容

（1）対象事業の規模要件（別表第1関係）

出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

（2）軽微な修正の要件（別表第2関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

（3）軽微な変更の要件（別表第3関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

3. 今後の予定

閣議決定：令和元年7月2日

公 布：令和元年7月5日

施 行：令和2年4月1日